

報告第 25 号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により、専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和 2 年 11 月 27 日提出

交野市長 黒 田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

2 専第 19 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 176,418 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 2 年 11 月 16 日
- 4 事 案 概 要 令和 2 年 10 月 9 日（金）午後 0 時 30 分頃、交野市梅が枝 2 2 付近において、燃やすごみを収集した後、コンテナボックスを元の位置に戻し車輪にストッパーをしたが、ストッパーが緩かったため強風によりコンテナボックスが動き、駐車場に駐車していた相手方車両に衝突し、相手方車両を損傷させたもの。
- 5 そ の 他 相手方修理費 176,418 円
市持出額 176,418 円

令和 2 年 11 月 16 日

交野市長 黒 田 実